

料金その他の供給条件の内容

一括前払契約

1 目 的

この選択約款は、料金を一括して前払いしていただくことによって、営業費の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の定額電灯もしくは公衆街路灯A、または選択約款の深夜電力Aとして電気の供給を受け、料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法により支払われるお客さまで、かつ、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1) 一括前払契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、一括前払

契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

5 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 前払対象期間

前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。

なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。

(1) 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(2) 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

7 前 払 額

(1) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前年同月の料金（前年同月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお、当社は、前払額について利息を付しません。

(2) お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたし

ます。

- (3) お客様の前払額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (4) お客様の前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客様の前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の前払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

- (5) お客様が前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

8 料 金

各月の料金は、定額電灯、公衆街路灯A、または深夜電力Aによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

なお、当社は、一括前払契約の消滅日の前日を含む月の料金について、一括前払割引額を差し引きいたしません。

1 契 約 に つ き	1 年 型	10円50銭
	半 年 型	8円40銭

9 前払額の精算

- (1) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満

了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものとしたします。

- (2) (1)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額(以下「不足額」といいます。)の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものとしたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものとしたします。
- (3) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- (4) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (5) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものとしたします。
- (6) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、供給約款30(延滞利息)に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。
- (7) お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- (8) 当社は、(1)により精算する場合のお客さまにお返しする金額(以下「過払額」といいます。)については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。
- (9) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。

10 一括前払契約の廃止

- (1) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその

廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

- (2) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

11 そ の 他

- (1) 7(前払額)(5)によって一括前払契約を解約した後1年に満たないお客さまについては、この選択約款を適用いたしません。
- (2) その他の事項については、供給約款または深夜電力に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は，平成19年4月1日から実施いたします。